

**文部科学省**

**萩生田 光一 文部科学大臣 殿**

**令和3年度**

**特別支援教育関係予算等に関する要望**

**令和2年7月**

**全国特別支援教育推進連盟**

**理事長 宮 崎 英 憲**

〒170-0005  
東京都豊島区南大塚3丁目43-11  
全国心身障害児福祉財団ビル7階  
TEL・FAX 03-3987-1818  
Email : suishinrenmei@nifty.com

# 令和3年度予算に対する文部科学省への重点要望事項

全国特別支援教育推進連盟

## I 幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

- 1 就学前から学校卒業後まで切れ目のない特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する、教育・福祉等の関係機関が連携した支援体制整備の推進
- 2 複数の障害を対象とした特別支援学校の教育の充実
- 3 特別支援学級、通級指導教室の教育の充実及び障害に応じた教育内容・方法の改善・充実
- 4 地域における特別支援教育等に関する乳児期からの早期相談体制整備（早期支援コーディネーターの特別支援学校等配置）の推進
- 5 特別支援学級に在籍する児童生徒について個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成義務化に対する周知徹底
- 6 特別支援学校の教室不足の解消

## II 新学習指導要領、インクルーシブ教育システム構築などに向けた対応

- 1 新学習指導要領の本格実施に向けた周知徹底
- 2 特別支援教育の充実に向け、特別支援教育コーディネーターの早急な専任化
- 3 通級指導を担当する教師をはじめとする、特別支援教育の充実のための教職員定数の改善
- 4 医療的ケアの円滑な実施のための看護師、PT、OT、ST 等の専門家、合理的配慮コーディネーター、早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等の人的配置に係る財源措置の拡充
- 5 特別支援教育支援員の幼稚園、小・中学校、高等学校への配置の充実

6 特別支援教育のための教室整備等への支援

7 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援教材の活用促進

8 障害者理解、心のバリアフリーのための交流及び共同学習の充実

### III 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実

### IV 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の充実

### V 特別支援教育就学奨励費の充実

### VI 高等学校段階における特別支援教育の推進

1 高校における通級指導の充実

2 キャリア教育・職業教育の充実

### VII 障害者権利条約・障害者差別解消法への対応

1 合理的配慮に関する教育分野のガイドライン作成

2 全国の学校現場等において適切な対応がなされるための周知徹底、事例の蓄積

### VIII 生涯学習の充実

障害のある方々が、それぞれのライフステージで夢と希望をもって生きていけるように生涯にわたる障害者学習支援の充実

### IX 新型コロナウイルス感染症対策

1 感染防止対策のための衛生管理器具等の充実

2 自宅等での遠隔授業に向けた障害や病気の状況に応じたICT機器や教材等の充実

3 文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」のより一層の推進による学校と支援事業所等との連携強化

## 令和3年度に向けた特別支援教育振興に係る要望

全国特別支援学校長会長  
会長 市川裕二

現在、全国にある1100を超える特別支援学校において、約14万人の障害のある子供たちが、将来の自立と社会参加を目指して学んでいます。

教育基本法や学校教育法の改正により、一人一人のニーズに応じた特別支援教育が実施されるとともに、障害者基本法等の改正をはじめとする法整備が進み、国連障害者の権利に関する条約が批准されました。障害のある者もない者も共に豊かに育ち、豊かに生きる共生社会の実現に向けて、特別支援学校には、その役割を確実に果たすとともに、教育内容・方法の一層の充実が求められています。

また、改訂された特別支援学校の学習指導要領等では、一人一人に新しい時代に生きるために資質・能力を着実に身に付けさせること、そして、社会との連携及び協働によって共に子供たちを育てる「社会に開かれた教育課程」を展開するよう、教育改革の一層の推進が期待されています。さらに、特別支援学校に学ぶ子供たちにも、スポーツや文化を楽しみ、生涯にわたって学び続ける習慣を身に付け、積極的に社会参加を果たし、それぞれの個性を生かした社会貢献ができる国民に育っていくことが求められています。

私たち全国特別支援学校長会は、未来に生きる子供たちと我が国における共生社会の実現を目指して、各学校が設置されている 地域において堅実な学校経営を進め、様々な教育課題にも総力を挙げて建設的な解決へのたゆまぬ努力を続ける所存です。そのためにも、国を挙げた特別支援教育に関する更なる体制整備が必要と考えます。

つきましては、令和3年度に向けて、以下の事項についての積極的な施策推進を要望いたします。関係の皆様の御理解と御協力を切にお願いいたします。

## 令和3年度に向けての要望事項

### 1 全国特別支援学校長会が考える特別支援教育振興のための特別支援学校の役割

<学校内の教育活動に関すること>

- 学校組織を活性化させ、学校全体で取り組む教育活動の充実
- 新学習指導要領の改訂の趣旨に応じた教育の充実
- 特別支援学校の適正規模に基づく施設等の充実
- 障害のある個々の児童生徒の可能性を最大限に引き出す指導の充実
- 持続可能な開発のための教育（E S D）の実施
- 特別支援学校の教員の専門性の向上
- 児童・生徒が安心して学べる教育環境の構築
- 学校と地域や学齢期における福祉機関等との連携の充実
- 就学前の機関や早期支援との切れ目のない支援の継続のための適切な引継ぎ等、連携の充実

<学校と地域や小中学校との連携等の関すること>

- 特別支援教育に関する理解啓発の推進
- 障害のない子供との交流及び共同学習の充実（幼・小・中・高等学校との連携の充実）
- 小・中学校や高等学校に在籍する、視覚障害や聴覚障害、発達障害、医療的ケアを必要とする児童・生徒等の支援のための特別支援学校のセンター的機能の充実
- 特別支援学校と小・中学校との円滑な転学相談・高等部への円滑な入学相談

<学校卒業後に関すること>

- 進路先の企業や福祉施設等との切れ目のない支援のための適切な引継ぎ等、連携の充実（個別の教育支援計画の一層の活用）
- 学校教育段階から卒業後を見据え、生涯学習への意欲を高める指導や社会教育との連携を図った教育活動の推進
- 体育・音楽・美術などの余暇活動に結び付く教育の充実
- 障害のある人が自信や生きがいをもって社会に参画していただくための取組の推進

## 2 特別支援学校の使命を推進するための具体的な要望事項

<学校内の教育活動に関する事項>

- 学校を牽引するミドルリーダーの育成事業の推進
- 教員の働き方改革の推進と教員が子供に向き合える時間の確保
- 他校種からの特別支援学校の校長任用者への支援も含めた、校長の資質向上を図るための研究・研修活動等の充実
- 新学習指導要領の円滑な実施と目指すべき方向の実現のための実践研究の充実
- 新学習指導要領の円滑な実施にむけた教育課程や指導方法の工夫改善に関する研修会や研究成果の周知の充実
- 特別支援学校に在籍する児童生徒の増加や大規模化（教室不足等）への対応と特別支援学校設置基準の策定
- 児童生徒が減少している障害種別等や学校の学習集団の確保や教員の専門性維持のための施策等の検討
- 多様な専門職の配置と活用の推進（特別支援学校の専門性の向上を図るため言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、公認心理士、手話通訳士等の人材を特別支援学校に配置するための経費の充実）
- 教科書デジタルデータの活用の促進やICT機器を活用した教育支援の充実
- 小学部における教科担任制の導入など小中学部の教科学習の充実
- Society5.0時代の到来における遠隔教育の推進などの推進に向けたICTの環境整備や先端技術の効果的な活用による特別支援教育の充実
- 特別支援学校におけるプログラミング教育の充実に向けた取組の開発や特別支援学校版GIGAスクールの構築
- 特別支援学校におけるE SD取組モデルの開発
- 各校における自立活動の指導の充実や「自立活動」の指導の研修の充実など特別支援学校の教員の専門性向上のために研修プログラムの開発
- 特別支援学校の教員の専門性向上のため全国の研修会や大学での研修へ参加が容易になるような機会の保証、経費提供等の制度の充実
- 教員養成大学における特別支援学校の教員養成のあり方の検討・充実
- 視覚障害や聴覚障害の特別支援学校教員免許状が取得できる大学の拡大
- 全ての特別支援学校の教員の特別支援学校教員免許状取得の義務化

# 令和3年度特別支援教育改善に関する要望書

## 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長 川崎 勝久

各学校では、新型コロナウィルス感染防止による長期休業後の児童・生徒の学びの保障のために様々な工夫をしているところです。大変な状況の中ですが、障害者の権利に関する条約の理念が生かされた新学習指導要領が今年度の小学校・特別支援学校小学部をかわきりに完全実施されるため、趣旨の徹底に余念はありません。特別支援教育への期待は一層の高まりがあり、義務教育段階のみならず、幼稚園や高等学校においても特別支援教育体制の整備が推進されています。小中学校の特別支援学級の在籍者数や通級による指導を受けている児童生徒数の増加は留まることなく、特別支援学校の児童生徒数の増加率を上回っています。特に、義務教育学校標準法の改正による、通級による指導担当教員の基礎定数化や高等学校における通級による指導の制度化などにより、さらに通級による指導を受ける児童生徒数が増加することが予想されます。特別支援教育を充実させていくためには、教員の専門性の向上、学校における支援体制の整備、障害者の一生涯を見通した支援の充実、共生社会づくりに向けた障害者理解の推進など、特別支援教育をさらに発展させていくための諸課題は山積しています。

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会といたしましては、インクルーシブ教育システム構築に向けた実践を推進し、障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するための教育を充実させることを大切な使命と捉え、令和3年度の文教施策及び教育予算について、下記の事項を重点として要望いたします。

### I 児童生徒の障害に対応した指導体制の充実

#### 1 多様化する児童生徒に対して、十分な教育を行うための人的配置

##### (1) 特別支援学級

- ・特別支援学級の学級編制基準の少人数化（特別支援学校と同様に6人定数）
- ・特別支援学級の担当教員が助言を受けるため、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家の配置
- ・特別支援学級の介助員や支援員の配置の拡大
- ・児童生徒の障害の重度化、多様化に対応した講師による指導時間数の増加措置

##### (2) 通級による指導

- ・通級による指導担当教員の基礎定数化を受けた迅速な教員の配置
- ・通級による指導担当教員が助言を受けるため、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家の配置

##### (3) 通常の学級

- ・小中学校、高等学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置
- ・障害のある児童生徒のための支援員配置の拡大
- ・通常の学級に在籍していて医療的ケアが必要な児童生徒に対する体制整備

#### 2 指導を充実させるための施設・設備、教材・教具の充実

- ・特別支援学級や通級による指導を行うための十分な教室環境の整備
- ・I C T機器等、学習上の支援機器及びソフトの開発・充実
- ・オンライン学習ができるための通信ネットワークの整備
- ・障害特性に応じた教科用図書の改善や開発
- ・合理的配慮の提供を推進するための体制整備

#### 3 高等学校段階における特別支援教育の推進

- ・通級による指導を推進するための施設・設備の拡充、教職員等の育成・配置
- ・高等学校における発達障害等のある生徒に対する相談体制の整備
- ・高等学校卒業後を見据えた支援体制、卒業後も継続した相談体制の整備

## II 新学習指導要領に向けた対応

- 1 小中学校、高等学校の特別支援教育の一層の充実を図るための環境整備
  - ・小中学校の通常の学級の定数を全学年35人以下に改善
  - ・施設・設備のユニバーサルデザイン化の促進
  - ・デジタル教科書を紙の教科書と併用する場合の保護者負担の無償化
- 2 小中学校、高等学校における障害者理解教育の推進
  - ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者スポーツの理解と普及
  - ・交流及び共同学習に関する研修の充実と交流及び共同学習ガイドの周知徹底
  - ・交流及び共同学習の実施にかかる支援員の配置
- 3 新学習指導要領に対応した研修の実施や資料集の作成等による周知徹底
  - ・障害のある児童生徒の困難さに応じた指導内容の工夫や合理的配慮が推進される研修の充実
  - ・特別支援学級や通級による指導における自立活動の充実に資する研究の推進
  - ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用の徹底
  - ・学びの場の連続性を考慮した教育課程編成の推進と学校間連携の促進

## III 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上

- 1 特別支援学校教諭免許状保有率の向上
  - ・特別支援学校免許状取得に関する認定講習会や研修会等の機会の拡充
  - ・特別支援学級、通級による指導担当教諭を対象とした新たな免許の設立
- 2 全教職員に対する特別支援教育に関する研修等の充実
  - ・管理職の特別支援教育に関する研修の必修化
  - ・特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に向けての研修の充実
  - ・小中学校教員免許状の取得に際し、特別支援教育関連の単位の拡大
  - ・免許状更新の際の特別支援教育関連の講習の必修化
  - ・大学院等における現職教員研修の充実

## IV その他

- 1 生涯を一貫した支援体制の整備
  - ・乳幼児健診から就学時検診、就学中、就学後までの一貫した相談体制の整備及び相談にかかる相談員の専門性の向上
    - ・幼稚園、子ども園、保育所における特別支援教育の理解啓発と研修機会の充実
    - ・発達障害を含む障害の早期発見、早期対応の充実
    - ・保健医療、福祉、労働等関係機関との連携した施策の実施
    - ・安全に暮らすための情報保障や地域防災訓練等への参加支援
- 2 特別支援教育就学奨励費の充実
  - ・対象児童生徒に対する特別支援就学奨励費の周知と充実
  - ・特別支援教育関係地方交付税の拡充
- 3 生涯学習の充実
  - ・放課後等デイサービス等による放課後や休日等の活動場所の充実
  - ・放課後等デイサービス等で実施される内容の充実
  - ・学校卒業後の進路先の確保・拡充等の支援体制整備
  - ・自治会活動や選挙における投票等への参加支援

# 文部科学省への令和3年度予算重点要望事項

全国盲学校 PTA 連合会

会長 岡 妙子

視覚障害教育は静かな環境で耳や指先そして限られた視力を使用して学んでいく教育です。そのため幼児児童生徒の教育は、専門性豊かな教員等により、少人数できめ細かく丁寧な指導が必要です。一層視覚障害教育の専門性が確保され、一人一人の視覚障害児児童生徒のニーズに沿った教育が行われるよう要望いたします。

## 1. 視覚障害・他障害と併せた重複障害を配慮した特別支援学校の環境整備及び視覚障害の理解啓発について

- ・盲・視覚特別支援学校（以下盲学校）は校区の広い学校です。地域への支援、そして校内の指導と手厚く支援していくには、特別支援教育コーディネーターの複数専任配置が必要です。早急な配置を強く要望します。
- ・視覚障害教育専門に特化した盲学校を今後とも各都道府県に継続設置願います。地域によってやむを得ず盲学校と他障害種別を併せた特別支援学校になる場合は、障害種によって、個々の児童生徒の実態や指導の有り様が違います。必ず視覚障害教育部門を設置して、校舎等の分離等適切な学習環境の整備保障を要望いたします。
- ・視覚障害と他障害を併せた多様な幼児児童生徒が在籍し、医療的ケアを要する児童生徒もいます。看護師等の人的配置及び校舎等の障害のバリアフリーを進め、エレベーターやスロープなど教育環境の整備をお願いいたします。
- ・視覚障害は早期からの教育相談・支援体制が極めて重要です。0歳からの早期教育相談にかかる専門教員確保や支援体制整備予算を充実してください。また、視覚障害の早期教育は学齢期学習の基礎となるもので、空間認知、歩行、点字などを学ぶために必須です。盲学校に幼稚部を設置していない県に対して設置を働きかけてください。

## 2. 児童生徒の個々の状況に応じた学習環境の整備について

- ・改正学校教育法の成立により、令和2年度からデジタル教科書が正式な教科書と同様に使用できることとなりました。タブレット端末（ipad）による電子教科書は、視野狭窄や中心暗点等の視覚障害がある生徒にとって、拡大教科書で画面を見るよりはるかに見やすく、持ち運びもできるためどの教室でも同じ条件で学習ができ、きわめて有効です。またレンズ代わりにタブレット端末を使うことで、板書もはっきりと見ることができます。これらの利点を考慮し、墨字や点字の教科書と同様に無償となるよう、お願いします。
- ・点字教科書については、墨字1冊分が数冊に分冊となり、重く、またかさばります。教科書の内容を点字データ化(BSE化)した教科書があると、点字使用の生徒にとってはとても有効です。教科書の内容の点字データ化の推進をお願いします。

## 3. 教員の専門性の確保について

- ・視覚障害教育の高い専門性をもった教員配置や、年限等での画一的異動でない適材適所の配置等が実現されるよう、校長の具申尊重を各教育委員会に指導願います。
- 特に経験ある視覚障害教育の専門性高い教員配置や、人事異動については盲学校専門性確保の観点から校長具申を尊重されるよう各教育委員会に指導願います。

- ・視能訓練士や歩行訓練士等の専門家の導入や盲学校自立活動教諭有資格者の配置を義務づけてください。
- ・視覚障害と他障害を併せ持つ多様な児童生徒のためにP T、O T、S T等の専門家を巡回指導で盲学校にもできるように財源措置をしてください。

#### 4. 職業教育の充実について

- ・社会参加と自立に向けた職業教育の充実は盲学校の重要な課題です。
- ・専攻科に「理療研修科」等の設置で時代の推移・要請に応じた専門教育や、リカレント教育の充実を願います。またヘルスキーパー等について、行政関係機関や民間企業等への理解啓発を図り、一層の雇用促進を積極的にお願いします。
- ・三療以外の一般就職を目指す生徒や福祉施設等の入所生徒のため必要な学科の設置や新たな職業開発の推進を願います。

\* 特別支援教育就学奨励費制度を今後とも堅持継続し更に充実させてください。

## 令和3年度 文部科学省予算編成に関する重点要望書

全国ろう学校P T A連合会 会長 横田 志津

### 1. 小規模校及び併置校の教職員定数の確保と教育条件の整備

- 特に早期教育相談体制および幼稚部における専門教員等を確保するための基本的配慮
- 聴覚障害幼児・児童の通学保障をするため小規模校の再編を進めないこと
- 併置校においては教育条件・教育内容等について、各障害種別の独自性と独立性を尊重すること

### 2. 教員の専門性の維持と向上のための諸施策の推進

- 聴覚障害教育に関する専門的知識と指導技術を有する人材を特別非常勤講師や研究会・研修会講師として積極的に登用すること
- 専門性を維持・継承するリーダーの育成のために、教員の異動人事について校長の具申を尊重すること
- 両親援助、発声・発音指導、言語指導に関する資料収集や指導事例集の作成等を進め指導力の向上と授業改善への取り組を強化すること

3. 後期中等教育の充実を図ること

- 高等部本科ならびに専攻科の職業教育について、広域化と時代の変化を対応して充実を図る
- 進路指導の強化（就労支援セミナー、就労体験の実施と推進等）
- 就労（雇用）形態の改善。契約社員を避ける

4. 日本語の習得と様々なコミュニケーション手段の活用について実証的な研究・研修体制の推進

5. 情報保証を充実させること

- 高等教育機関での情報保障（手話通訳・要約筆記通訳、最新システム）の公的制度の整備
- 少人数対応として情報保証を伴うオンライン授業を可能にするよう整備すること
- 音声認識装置が安定的に使えるように開発すること

6. 人工内耳装用に関して医療機関との連携の強化を図る

- 術前、術後の情報交換
- 装用児の教育指導上の課題についての研修

7. 文化芸術活動を発表する場の確保に努めること

## 令和3年度 文部科学省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会  
会長 木村 加代子

平成29年4月に小中学部、平成31年度2月に高等部の特別支援学校学習指導要領が公示されました。学びの連續性を重視した対応や一人一人の障害の特性に応じた指導上の配慮の充実、自立と社会参加に向けた生涯教育などがうたわれ、障害のある幼児・児童・生徒の持つ力がより伸長し、可能性が最大限に広がることに大きな期待を寄せております。共生社会の実現に向けて特別支援教育がさらに発展し、充実したものになりますよう、以下の事項につき要望いたします。

## 1. 合理的配慮の基礎となる環境の整備

### ①教員の定数基準の緩和

教員の負担過多により、学校における働き方改革推進プランの取組、業務の効率化が必要だと思いますが、業務内容に比べ、教員不足が生じることが考えられます。教育内容のより一層の充実を図るためにも、定数基準の見直しを図り、教員数の増加をお願いいたします。

### ②個別の指導計画・個別の教育支援計画の継続的な活用

現在、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を受ける児童・生徒全員が作成することになっている「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を、学校の進級・進学時だけでなく、卒業後の福祉の現場における「個別の支援計画」に反映していただき、切れ目がない一貫した指導や必要な配慮がなされるよう、関係機関への周知をお願いいたします。

## 2. インクルーシブ教育システム構築のための条件整備

### ①人権教育における知的障害者理解の推進

知的障害や発達障害は、わかりにくい、目に見えにくい障害とも言われています。小・中学校及び高等学校の児童・生徒に対し、知的障害の正しい理解と障害者への深い思いやりが得られるよう、人権教育における知的障害の理解啓発授業を推進してください。

### ②交流及び共同学習の推進

障害のある子供も障害のない子供も、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となり、双方の豊かな心の成長につながっています。今後も、その時、その場限りの形式的なものではなく、その後の学校生活においても継続的かつ計画的な取組が行われていくことを望みます。

### ③特別支援教育コーディネーター専任配置

特別支援学校のセンター的機能として、地域の小・中学校及び高等学校へのきめ細かな支援と理解啓発を進めていくことは、学齢期だけでなく卒業後の地域のネットワークの構築につながり、コーディネーターの果たす役割は大変大きなものになっています。コーディネーターを専任化し、十分な役割を果たしていただけるよう財源措置をお願いいたします。

### ④地域と連携したキャリア教育の充実

卒業後の社会参加に向けて、幼・小・中学校教育の段階から、社会との関わりの中で生活していく力や自信、経験を積むことは、自己肯定感や自己有用感を育み、可能性を広げることにつながります。学校外の教育資源と連携・協力し、各発達段階に応じた交流や体験的な学習活動など、地域と連携したキャリア教育の推進をお願いします。

## 3. 学校と福祉機関の連携

「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の分析をもとに、今後も全国的な取り組みとして、障害児通所支援事業所と学校の相互理解がすすみ、障害のある子供たちに一貫した支援が提供されますよう、引き続き教育と福祉の連携を推進してください。

#### 4. 特別支援教育における教職員の専門性の向上

特別支援学校免許状の保有率が低くかつ増加していない自治体への改善に向け、都道府県教育委員会及び特別支援学校を設置する指定都市教育委員会に対して、今後も引き続き保有率向上の取組を促進してください。また、専門性をより高めるために、研修や実践的研究を実施し、特別支援教育体制を充実させてください。

#### 5. 高等学校における通級による指導の更なる推進と周知

通級による指導が制度化され、高等学校段階において多様な学びの場が整備されました。今後、実施状況を検証し、課題に向けてさら取組を進めてください。また、指導内容や研究内容を都道府県教育委員会や学校現場に周知し、対象の生徒たちがより利用しやすい環境を整えてください。

#### 6. 障害者スポーツの振興体制の強化

東京オリンピック・パラリンピック協議大会の開催に伴い、知的障害児・者スポーツ振興の推進に期待するとともに、開催以降も連続性のある取組となるような体制整備をお願いいたします。

#### 7. 特別支援教育の生涯学習の充実

卒業後においても、それぞれのライフステージにおいて、自立と社会参加に必要な力を維持・伸長し、自らの可能性を追求できる環境が整うことを望みます。夢や希望に向かい、豊かな生活を送ることができるよう、障害の程度に応じた具体的かつ多様な学習活動の実践・調査研究をすすめて、支援体制を充実させてください。

#### 8. 大規模災害時における対応

##### ①学校が避難所になった場合の運営

大規模災害時では、学校など公的機関に設置される避難所は地域の方だけでなく、帰宅困難者も受け入れることや、特別支援学校においては福祉避難所になることも想定されます。教職員の避難所運営の協力業務に対して必要な準備がなされ、いざという時に速やかに遂行されるよう、文部科学省初等中等教育局長通知文平成29年1月20日付「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」のお知らせの内容を教職員、保護者に周知徹底されますようお願いいたします。

## ②事業継続計画の策定に向けて

大規模災害時において、学校における避難所運営が長期化する場合には、児童・生徒の心の平穏を回復・維持するためにも、自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、教育活動を再開して、平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠です。学校と地域、さらには外部ボランティアとの日常的な連携・協力体制の構築とともに、モデル事業を実施・検証し、事業継続計画の策定を進める体制を整えてください。

## 9. 太陽光発電導入の推進について

公立小中学校と同様、特別支援学校においても、環境対策や環境教育、そしてSDGsの観点から、再生可能エネルギー設備の設置によるCO<sub>2</sub>削減に取り組むことが喫緊の課題です。さらに、大規模災害が発生した場合の特別支援学校では、児童生徒・教職員にとって安全・安心な場である必要があります。また、区市町村との間で福祉避難所協定を締結していれば、地域の災害時要配慮者の方々の避難所としての役割も担うことになります。防災機能の観点から、ライフラインが停止した場合でも、非常用電源の確保・活用できる備えは必須です。2018年5月1日現在の文部科学省の調査（再生可能エネルギー設備等の設置状況に関する調査）結果によると、全国の特別支援学校の太陽光発電設備の設置数は274校、約24%が設置している状況です。今後も、各自治体への太陽光発電導入の推進を働きかけていただき、スムーズな導入のための助成についても御検討くださるようお願いいたします。

## 10. 新型コロナウィルス感染症の対応について

新型コロナウィルス感染症の感染状況は、収束まで長期化することが懸念されており、見通しが立たず体調面・精神面が不安定となり、心身に不調をきたす児童生徒が多くみられます。また、特別支援学校では、指導や支援の過程で、児童生徒や教職員との距離が近くならざるを得ない現状があります。今後も状況に応じて臨時休業が実施される際には、「新しい生活様式」を可能な限り実践しながら、普段の日常生活が長期間にわたり大きく乱れることなく、安定した心身と教育活動が保たれるよう、受け入れ体制の配慮をお願いいたします。そして、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」が、この事態を乗り越える一つの手立てとなりますよう、さらなる周知の徹底と連携の強化をお願いいたします。

## 令和3年度 文部科学省への予算要望事項

全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会

会長 澤村 愛

感染症から子供の命を守る為に休校となり、学校の役割の重要性が再認識されました。肢体不自由校には基礎疾患を抱える児童生徒が多く通い、感染症の拡大は脅威です。

教育とは知・徳・体を一体に育むものです。ソサエティ 5.0 の社会だからできる新しい教育様式の実践は、私達の希望です。

今後肢体不自由校で、教師による対面指導と家庭や地域社会と連携したオンライン教育をつかいこなしたハイブリッドな形での協同的な学びの展開が実現される為に、以下の事を要望いたします。

一、児童生徒は日々の学校教育を積み重ねることにより成長しています。呼吸器装着者や基礎疾患有する方など、常時の医療的ケアや配慮を有する児童生徒が多数通っている学校です。医療の助けがあって初めて教育を受けることがあります。校外学習や宿泊訓練、新学期の校内での医療的ケア準備期間など、現在の学校看護師の勤務体系では埋められない場面が、学校生活の中には多々あります。生活は一つです。家庭生活と学校生活は不可分です。福祉の制度を使って作った靴や椅子を学校へ持ち込む事ができるように、肢体不自由校は、常時の医療的ケアや配慮を必要とする児童生徒が日常利用している訪問看護ステーションに一部事業委託をして、家庭生活で利用している訪問看護師を学校生活の中で利用させてください。このことで対人接触を減らすことができ、感染症拡大防止にも、とても有効となります。

一、全ての子供の教育の充実の為に、医療的ケア児専用の通学車両が走り出した自治体があります。しかし呼吸器装着の児童生徒はそれに乗る事ができません。全ての子供が、通学を含めた一日をとおして、親から自立して付き添い無しで過ごすことができるよう、医療的ケアコーディネーターを専任配置してください。

一、学校で過ごす時間は一日の4分の1の貴重な時間です。4月の入学のその日から、校内で安心安全な学校生活を送る事ができるよう1ヶ月前後の就学先の決定時から実質的な受け入れ準備をお願いします。特に医療的ケアは個別性が高いので、入学前から教育委員会が雇用した学校所属の介護職員や契約した訪問看護ステーションの看護師が積極的に関わり、4月の入学直後から校内で医療的ケアの実施が出来るようにしてください。

一、特別支援学校だけでなく、全ての学校で医療的ケアを必要としている子供が在学することを想定し、教職課程の中に、医療的ケアに関する学習及び三号研修を組み込むことについて、ご検討ください。

一、配信を利用した遠隔授業により、在宅での学習が可能となりました。肢体不自由児は、感染症に弱い事、何事にも時間がかかる事などの理由により、在校時間の学習だけでは学習量が不十分で

す。ポストコロナでも今回の実績をもとに、引き続き配信を利用した学習の補充が十分に受けられるようご検討ください。又現状、週3回、1回あたり2単位時間を標準としている訪問教育の学習の補充をするものとして、体制の整備もご検討ください。

一、ICT機器の発達は目覚ましいものがあります。特別支援学校の高等部生徒の就労を促進するため、在学中に在宅就労を含んだ企業等での遠隔による実習の強化と、それをコーディネートできる人材を専任配置してください。

## 令和3年度 特別支援教育関係予算編成等の要望

全国病弱虚弱教育学校PTA連合会  
会長 羽田京子

病弱教育は医療との連携が欠かせなくて、そのための医療的環境が非常に重要視されます。同時に児童生徒の教育においては指導者の専門性の向上と一人一人の健康に応じたきめ細かい丁寧な指導が必要です。令和3年度の文教施策及び教育予算について下記の事項を重点として要望します。また、新型コロナウイルス感染の予防についても一層の医療体制を要望します。

- 1 就学奨励費制度を今後も国の責任において継続すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 平成25年3月4日発出、24初特支20号「病気療養児に対する教育の充実について（通知）」の内容の徹底を図り、特別支援教育における病弱教育の充実を図ること。
- 4 小児科病棟を持つすべての病院に、病院内学級の設置を推進すること。
- 5 病気療養児に応じた施設・設備の充実を図ること。
- 6 病気療養児の教育を進めるための専門性の向上、医療的補助の充実を図ること。
- 7 入院中の幼児のために幼稚部を設置し、病気療養児の就学前の教育を保障すること。
- 8 病気療養児の健康と生活の自己管理能力の育成が図れる教育を保障すること。
- 9 病気療養児の後期中等教育の充実を図ること。
- 10 病弱教育担当教員に係る専門性向上研修の充実を図ること。
- 11 最新の情報技術を活用した指導法や教育的支援に関わる内容の充実を図るために予算措置を講じること。
- 12 病気療養児への情報通信手段による指導を積極的に推進すること。（ICT機器の活用等）

- 13 病気療養児の情報保障やコミュニケーション能力の向上のため、機器の開発・整備、サービスの充実を推進すること。
- 14 看護師の常勤化、学校行事に対する医師・看護師派遣旅費等の確保をすること。
- 15 スクールカウンセラーの配置と相談室設置の推進、小児精神科医・SSW・PSWの常駐、あるいは定期的な巡回相談の実施を図ること
- 16 心身症、発達障害児等に対する学びの場の一つである病弱の特別支援学校の転入学を柔軟に対応できること
- 17 医療的ケア対応可能なレスパイトサービスの充実を図ること。
- 18 精神障害者保健手帳を所持していない生徒への就労支援を積極的に推進すること。
- 19 AYA（思春期・若年成年）世代患者さんへの学習支援、就労サポート、福祉サービス等の充実を図ること。
- 20 病気療養児の社会的自立に向けて、生活訓練室（ワンルームマンション型）の設置を図ること。
- 21 地域生活支援事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等に係る趣旨の徹底、事業に係る地域間格差の是正、教育・医療・福祉・労働等関係機関との連携の充実を図ること
- 22 小児科医の減少に歯止めをかけるために必要な政策をとること。

## 令和3年度に向けた特別支援教育振興に係る要望

社会福祉法人日本肢体不自由児協会 理事長 遠藤 浩

日本肢体不自由児協会では、肢体の不自由な子どもたちが地域社会にて、自立して心豊かな生活を営むことができる社会の実現のために、社会福祉法に基づく「地域貢献事業」として、支部協会とともに「手足の不自由な子どもを育てる運動」を全国的に実施しています。そして、これら運動を通して多様な福祉活動をそれぞれの地域で展開し、その療育思想の普及を推進し、地域社会への貢献を図っています。

さらに、当協会が国からの委託を受けて運営する心身障害児総合医療療育センターにおいても、その社会的使命を果たすため、医療・福祉並びにこれらに関する研究等機能の充実を図り、肢体不自由児並びに重症心身障害児など障害のある児童等への療育の一層の向上に努めています。

日本肢体不自由児協会といったしましては、障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、自立して地域社会に参加するために、令和3年度の教育関係予算について、下記の事項を重点として

要望いたします。

① 障害者の文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動の裾野を広げ、多様な文化・価値観を認め合う社会を創造するためのさまざまな取り組みができるよう要望します。

② 障害者スポーツの推進

延期となりました2020東京オリンピック・パラリンピックを契機とした障害者スポーツの理解や普及、誰もがみんなで運動やスポーツを楽しむことができる環境づくりや心のバリアフリー等の推進が行なえるよう要望します。

また、パラリンピック種目等に限定せず、特に重度障害の方々でも参加できるスポーツの普及・推進に向けての取り組みをお願いします。

③ 生涯学習の充実

学校卒業後も生涯を通じて、教育や文化芸術、スポーツなど様々な機会に親しむことにより、一人一人が秘めている可能性を引き出し、夢と希望を持って生きていけるような施策の推進をお願いします。

## 要　　望　　書

社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会

新型コロナウイルス感染症が世界規模で猛威を振るい、私たちの日常生活に深刻な影響を及ぼしています。国難ともいえる状況の中で、重症心身障害児者(以下、重症児者)等への支援をはじめ様々な対策を講じていただき心より感謝申し上げます。緊急事態宣言は解除されたものの第二波・第三波が警戒される中、私たちは「新しい生活様式」においても、どんなに障害が重くてもそのいのちが守られ、一人一人がかけがえのない人生を豊かに生きされることを願っています。

当会は昭和三十九年六月に、重い障害児をもつ親たちが「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念のもと結成し、昨年創立五十五周年を迎えました。この間、多くの方々のご尽力により、重症児者を取り巻く医療・福祉・教育施策は大きな進展を遂げ、在宅においても施設においても安心して豊かな生活が送れる環境が整ってまいりました。これもひとえに社会の皆様の温かいご理解・ご支援と、私ども親と車の両輪となってご協力いただきました専門の先生方をはじめ、行政機関や関係者の皆様のおかげと改めてお礼を申し上げます。

しかしながら、近年、医療技術の進歩により、在宅で濃厚な医療的ケアを必要とする重症児

者の増加や高齢の親による介護の限界も問題となってきております。このような実情を踏まえ、当会では、今後とも親自身が自らの責任と義務を果たすとともに、会の三原則に則り、重症児者の懸命に生きる姿からいのちの大切さと無限の可能性を社会の皆様に伝え、ご理解と共感をいただけるよう真摯に活動してまいります。

ここに会員の総意に基づき、次のことを要望いたします。

一、新たな感染症に備え、各自治体においては日頃からマスク・手指消毒剤をはじめ衛生用品・医療物品等の備蓄をお願いいたします。併せて、流行時に速やかに重症児者の家庭や施設・事業所等に供給いただけるよう体制の確保をお願いいたします。

一、近年、濃厚な医療的ケアを必要とする在宅の重症児が増加傾向にあり、その家族への支援は緊急を要する課題となっています。市区町村・都道府県におかれましては、重症児者とその家族が地域において必要な支援を円滑に受けられ、安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育等関係機関による連携体制の促進をお願いします。

一、短期入所、通園・通所事業については、重症児者の在宅生活を支える上で欠かすことのできない重要な施策です。入所施設においては、専門機能を活かした地域支援の拠点として、短期入所における超重症児の受け入れの強化、通園・通所支援、相談支援等の機能の更なる充実を図ってください。

一、重症児者を対象とした児童発達支援事業ならびに生活介護事業については、身近な地域で通えるよう実施箇所数の更なる拡充を図っていただくとともに、医療的ケアの実施体制の整備も併せてお願いします。また、感染症に備え十分なソーシャルディスタンスを保つため、柔軟な対応・工夫ができるよう支援をお願いいたします。

一、国立病院におかれましては、人員配置を拡充し、手厚い療育体制を確保するとともに、入所者のQOLの向上に向けた取り組みをお願いします。また、重症児病棟を有する全ての国立病院において通所事業を実施するよう推進してください。

一、医療的ケアが必要な児童生徒にとって、学校において医療スタッフ等の人員配置と設備が欠かせません。また、学校生活や送迎では保護者の付き添いも余儀なくされています。医療的ケアがあっても身近な地域で教育が受けられるよう教育環境の整備と地域格差の是正を図るとともに、教育を受ける機会が確保されるよう体制の整備と充実をお願いします。

一、どんなに重い障害があっても一人一人が可能性を秘めています。学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な生涯学習の機会に親しむことにより、障害のある子どもの学びが確保され、自立や社会参加が一層促進されるよう切れ目のない支援をお願いいたします。

一、近年、全国の都市部を中心に重症児者施設が開設されるとともに、新たな整備計画が進められていることに感謝申し上げます。介護の限界にある高齢の親にとって施設は重症児者のいのちを守る最後の拠り所であることから、入所待機者が多い地域にあっては、引き続き施設の新設または増床をお願いします。併せて、いずれの施設においても医師、看護師、福祉職員の確保に困難を極めています。更なる人材確保及び人材育成のための施策の充実をお願いします。

一、重症児者施設および国立病院においては、個別の支援計画を作成し年齢・状態に応じた日中活動の提供に取り組んでいただいているところですが、密にならない環境に配慮しながら、引き続き充実した日中活動が受けられるよう、柔軟な対応・工夫をお願いいたします。また、感染症の流行時には、入所者の家族に対しオンライン面会・窓越し面会等をご検討いただくとともに、介護者の感染等により在宅生活が困難になった重症児者を安全に受け入れられるよう環境の整備と体制づくりをお願いいたします。

## **予算要望事項**

**全国視覚障害児(者)親の会**  
**会長 高木美恵子**

## **文部科学省への重点要望事項**

### **1. ICT機器の設置拡大 専門性の高い教員の育成**

ICT機器の活用により情報検索や情報発信が容易になり、一人一人の障害の程度や特性に応じた対応もできます。携帯電話やタブレットもより良いコミュニケーション手段として活用できます。視覚障害教育と情報通信教育の高い専門性の教員の育成が望まれます。

## 令和3年度 文部科学省への予算要望事項

盲ろうの子とその家族の会 ふうわ  
会長 井本 千香子

視覚と聴覚の両方に障害を有する「盲ろう」という厳しい障害を抱えた子ども達へのご理解とご支援を賜りたく、以下のことを要望致します。

●平成26年1月20日に批准された「障害者権利条約」第24条「教育」3(C)に「盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲聾者(もうろうしゃ)(特に盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲聾者(もうろうしゃ)である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」とあります。

盲ろう者(盲ろう者である児童)、特に先天性盲ろう児の場合、障害の程度や個々の育ってきた環境によりコミュニケーション手段や必要な配慮、支援は様々です。まさに、その個人にとって最も適切な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大限にする環境のもと、教育が行われるように望みます。

●盲ろう児に対して適切な就学相談と就学決定がなされるよう、国からの支援を求める。

盲ろう児が就学を決めるにあたり、その障害の希少性や独自性ゆえに相談を受けて下さる専門機関がほとんどなく、保護者は手探りで我が子に適した教育の場を探し求めます。

聴覚特別支援学校(ろう学校)においては視覚障害への配慮が難しいと言われ、視覚特別支援学校(盲学校)においては聴覚障害への支援体制がない、知的障害や肢体不自由を主とする特別支援学校(養護学校)においては、視覚や聴覚への支援は難しいと難色を示されるなど、就学先が決定するまでには幾多の困難があることが通例です。そして、各自治体・学校によっても対応がまちまちで、相談の段階で、「身辺自立していなければ、聴覚特別支援学校への就学は難しい」、「歩けなければ、視覚特別支援学校で受け入れることは難しい」といった事例もみられます。全国どの地域に住んでいても、安心して就学できるよう、同じ対応をしていただける事を望みます。

●盲ろう児の教育的ニーズに見合った支援が適切に行われるよう要望致します。

我が国において、いまだ「盲ろう」が法的に定義されていないために、「盲ろう学校」は存在していません。また、先天性盲ろう児の多くは、盲ろうの他に四肢の障害や知的障害などの障害を併せ有する場合が多く、その多様なニーズに適合した専門性の高い教育を受けるためには、在籍校の垣根を越えた支援が不可欠です。盲ろう児に対して特別支援教育コーディネーター等が、在籍校と他障害種特別支援学校及び関係機関との連携を図り、必要に応じて県外特別支援学校など枠組みにとらわれない教育機関と連携しながら、盲ろう児の教育的ニーズに合った支援が行われるよう要望いたします。

平成30年3月に出された特別支援学校学習指導要領解説自立活動編に、初めて盲ろうの例示が記載されたと伺っております。引き続き、盲ろうという障害の特性を踏まえた関わり方、指導のポイントがわかるテキスト等を作成し、指導の指針を示してください。

●盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。

究極の情報入力障害といわれる盲ろう障害は、健常児ならばごく自然に獲得する言語概念やコミュ

ニケーション手段の獲得を阻み、日常の偶発的学習をする機会などを奪います。全ての学習において盲ろう児は、健常児が理解し習得する時間と比べ、膨大な時間を必要とします。盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。

●「盲ろう」障害について、教職員に対する研修が出来る場をつくって下さい。

盲ろう児を担当することになった学校や教員はほとんど盲ろうについての知識がないまま手探り状態で子どもと向き合っています。他の特別支援校や盲ろうの専門性を持った機関との連携は勿論ですが、教職員に対しても研修出来る機会を設けて下さい。

日本で唯一の特別支援教育のナショナルセンターである国立特別支援教育総合研究所や各自治体の教育委員会・教育センターにおいて、盲ろう児の教育について研修する機会を設けてください。また、大学等における教員養成の段階から、盲ろうについて学ぶことができるカリキュラムの編成について、各大学に検討を要請してください。

●臨時休業中、盲ろう児の学びの場が止まらないようにして下さい。

盲ろう児が教育内容を習得するためには、教育年限では足りないほど多くの時間を要します。せっかく習得しかけた学びも、学習が途絶えることにより また1から丁寧に指導していく必要があるため、継続的な学びの場を要望します。

●「新型コロナウィルス感染症に対応した臨時休業中における障害のある児童生徒の学習支援に関する留意事項について」

障害種毎の家庭学習上の留意事項に「盲ろう」を記載して下さい。

臨時休業中、家庭学習において保護者は手探りで子どもたちと関わらなくてはいけないため、負担が大きく精神的、体力的に疲弊してしまいます。

他障害種と同様、障害や特性に応じた効果的な教材、関わり方、配慮などを示して下さい。

## 2021年度予算に対する文部科学省への要望事項

NPO法人 全国LD親の会  
理事長 井上育世  
連絡先:jimukyoku@jpald.net

COVID-19 の流行により、社会のあらゆる場面における「新しい生活様式」が求められている中、今まで以上に一人一人が互いを尊重しあえる社会の実現に向けて、感染症対策としての暫定的な措置にとどまらず、発達障害のある子ども達も含めたインクルーシブな環境設定や学習方法を位置付けていただきたい。

1. 通常の学級における学級規模を小さくして指導の充実を促進すること
  - ・クラス数の増加のために十分な教職員数を確保すること
  - ・教室内における児童生徒の間隔の確保は、教員と生徒・生徒どうしの情報伝達も疎になりがちであることから、支援員を配置し、児童生徒の学びを確かなものにすること
2. 合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムの充実の推進を図ること
  - ・すべての教職員に対し、特別支援教育および合理的配慮についての理解を促進すること
  - ・特別支援教育実施の責任者である校長がリーダーシップを発揮して、複層的な校内支援体制を整備し、推進していく組織を作ること
  - ・幼児期・小学校から大学までライフステージを通した途切れない支援システムの構築を推進すること
3. GIGAスクール構想によるICT機器の整備を進め、誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを確立すること
  - ・ICT機器を取り入れた学齢に応じた有効な指導方法を確立すること
  - ・教育に関するICTの活用についての専門家チームを組織し、各教育現場での個別のニーズに対応していくこと
  - ・すべての教員に対し、ICT機器についての技術の研修をおこなうこと
  - ・一人一人の学び方に応じて、学校での学習と家庭学習を連動させたICT機器の活用を図っていくこと
4. 発達障害の特性に応じた緊急時の支援対策を整備・周知すること
  - ・発達障害の特性にあわせた対応方法、留意点等をまとめたマニュアルを整備し、周知を図ること
  - ・緊急時でも連携を図って対応を取れる「トライアングル」プロジェクトを構築すること

## 令和3年度特別支援教育関係予算編成等への重点要望事項

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会  
会長 久保厚子

日ごろより、特別支援教育の推進につきましてご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私たちは、知的障害のある本人と家族の会として、知的障害のある人たちが地域において障害の状況にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとに、安心で豊かな暮らしが実現できることを願っています。

知的障害をはじめとする障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた十分な教育環境の整備と、切れ目のない支援体制を構築し、特別支援教育の一層の推進をお願い申し上げます。

## 1. 幼児・児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

教育場面における取組みを通じた共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの着実な構築と、基礎的な環境整備をお願い申し上げます。特に、地域における特別支援教育等に関する乳幼児期からの早期相談支援体制整備（早期支援コーディネーターの特別支援学校等配置）の推進が重要であると考えます。

児童生徒の意思決定支援を重視し、「個別の教育支援計画（以下「I E P」という。）」の作成を通じて一人ひとりの教育的ニーズを示した個別の教育方針を明確にするとともに、I E Pが活かされるよう、教育場面における合理的配慮の提供につながる基礎的な環境整備（教員の資質向上、教育環境の整備、社会的理解啓発など）を推進してください。また、インクルーシブ教育を推進しつつ、障害が重度・重複化、多様化する児童生徒に対応した特別支援学校における教育を充実させてください。

## 2. 切れ目ない支援体制の整備充実

乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない特別な支援が必要な児童生徒に対する、教育・福祉等の関係機関が連携した、切れ目ない支援体制整備の推進を求めます。

「個別の教育支援計画」の作成が義務化され個別の指導計画に反映されるようになれば、児童生徒一人ひとりの特性・発達に応じた個別の教育指導が充実するものと大いに期待しております。そのためにも、個別の教育支援計画などが本人・保護者の意思や意見、希望などを反映した形で正しく作成され、十分に活用されるよう教育現場への周知指導を徹底してください。

児童生徒については、福祉に係る主たる根拠法が児童福祉法になり、支援の主体が市町村となりました。しかし、市町村によってサービス調整を担う相談支援事業が成熟していない状況、必要なサービス提供の基盤整備が進んでいない状況などが散見され、大きな格差が生じています。個別の教育支援計画を作成する際には、家庭状況も含めたアセスメントを行い、児童生徒に必要な支援を「地域全体で整備していく」という「トライアングル・プロジェクト」の考え方に基づくことが重要であることを繰り返し強調してください。特に、学校と障害児通所支援事業所との連携に関する好事例を多くの自治体へ波及させるよう、好事例集や連携マニュアル等を十分に情報提供してください。

### **3. 学校における医療的ケア実施体制の構築**

医療技術の進歩に伴い、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療行為が必要な児童生徒が増加しています。学校内（送迎を含む）における高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や医療的ケア実施ガイドライン等を作成し、体制の充実を図ってください。

特に看護師については、生徒数に応じた定数化が必要です。各校最低2名以上とし、そのバックアップ体制が行える財源措置を求めます。

### **4. 発達障害に関する通級による指導担当教員専門性の充実**

発達障害の理解が促進される体制について、特に特別支援学校へ強度行動障害の状態にある児童生徒にも対応可能な専門性を有する教職員を育成、配置するとともに、特別支援学級担任の資質向上を図ることを視野に入れた財源の措置をお願い申し上げます。

発達障害の児童生徒は確実に増加しています。一人ひとりのニーズに合った教育指導を実現するため、すべての教職員が特別支援教育に携わる意識で資質を高められるよう日常の研修を充実し、特別支援学級においても在籍する児童生徒について IEP 及び個別の指導計画の作成ができるように基盤を整備してください。また教員養成課程における講義に専門性の向上が見込めるカリキュラムを盛り込むことが重要と考えます。

### **5. 特別支援教育に関する教職員などの資質向上**

知的障害分野における特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有者の割合が80%を超えました。一方で特別支援学校教諭等免許状取得者については地域格差があります。改善の見られない都道府県教育委員会に対して行政指導をして格差解消に取り組んでください。

今後、免許状の取得だけでなく、認定心理士や学校心理士などの資格取得や専門的な支援技法の習得を奨励してください。また、資格取得者への待遇面について配慮してください。その際には、特別支援学校だけでなく、校特別支援学級教員の資質向上が重要です。そのためにも、早期からの教育相談・支援体制整備のための人的配置にかかる財源措置を求めます。

### **6. 学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実**

今年度から小学校において実施されている新たな学習指導要領において、特別支援学級および通常学級に在籍する児童生徒への IEP の作成と活用を徹底してください。特に、作成が義務化されることに対する市町村教育委員会への周知徹底をお願い申し上げます。その際、教育委員会に対して通常学級から遠ざかることがないよう、合理的配慮の提供を前提として、適切な判断のもとで学校、学級選択ができるよう、格差

の生じない一貫した教育を求めます。あわせて、児童生徒と保護者に対して合理的配慮に基づく「分かりやすい情報提供」を行ってください。

また、新たな学習指導要領が中学校、高校と順次実施されることを踏まえ、特に以下の点へご留意ください。

- 1) 本格実施に向けた周知徹底
- 2) 特別支援教育コーディネーターの早急な専任化
- 3) 通級指導担当教員をはじめとする、特別支援教育の充実のための教職員定数の改善
- 4) 医療的ケアのための看護師、P T、O T、S T等の専門家、合理的配慮協力員、早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等の人的配置に係る財源措置の拡充
- 5) 特別支援教育支援員の幼稚園、小・中学校、高等学校への配置の充実
- 6) 特別支援教育のための教室及び備品整備への支援
- 7) 特別な支援を必要とする児童生徒に対する教材の開発

## 7. 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進

国民の障害者に対する理解・啓発には、幼少期からの教育が重要です。教育により「障害」について当たり前に学ぶ環境設定を強化してください。また教職員が障害者権利条約、障害者差別解消法の合理的配慮、インクルーシブ教育における障害理解・啓発についてのさらなる促進などについて必要性が学べるよう、全ての教職員に向けて、教員養成課程のみならず、現任者も含めた研修機会を設けて学びが実践となることが重要です。

特に、知的・発達障害のある児童生徒への合理的配慮については、ソフト面での対応も十分に可能なことから迅速な対応も期待できる反面、適切なアセスメントによる「困りごとの明確化」が不可欠です。換言すれば、知的・発達障害のある児童生徒への合理的配慮はアセスメントを含む概念であるということを教育現場へ周知徹底し、併せて適切なアセスメントを実施できる教員の育成を早急にお願いします。

## 8. 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進

I C T、I O TなどのI T関連の進化により、知的・発達障害や視覚障害のある児童生徒が拡大教科書や音声教材、さらにはタブレット端末機器などを活用する機会が増えました。教育分野でも教科書デジタルデータの促進にあたっては、児童生徒の障害特性を踏まえた教材の活用に関するアセスメント等について実践に基づいた展開となるよう求めます。

特に、近時ではG I G Aスクール実現推進本部が設置され、「児童生徒1人1台コンピュータ」の実現を見据えた施策パッケージも提示される中で、知的・発達障害のある児童生徒の特性を踏まえた各種電子機器が導入されることを求めます。

## 9. 障害者虐待防止への対応

障害者虐待防止法が施行されて以降、家庭内や福祉サービス事業所などにおいてさまざまな虐待事案が報告されております。残念ながら、教職員による児童生徒への虐待事案も事件として数多く報道されていますので、教育委員会を通して、教職員を対象に虐待防止法についての研修を実施し、教育現場における児童生徒に対する虐待防止に向けた取組みを完全実施してください。その際、軽微な「体罰や不適切な指導」も含め事例として紹介し、改善に向けてのプロセスを公表するなどして、現場での努力を保護者など一般市民に見える形で示してください。

また障害者虐待防止法の対象からは学校、保育所、病院などが除外されています。当会としては、一刻も早くこれらについても法の対象に定めていただけるよう各方面に要望しておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

## 10. 高等学校段階における特別支援教育の推進

卒業後の社会参加に向けて、就労希望者には本人の特性に合った就労先が選択できるよう、特別支援学校高等部における職業教育の充実を図り、就労する基礎的能力を高め、就職率の向上を図ってください。また、知的障害部門においても、特別支援学校高等部卒業後の各種専攻科を設置すべきとの意見も聞かれています。設置の必要性について検討してください。

国の雇用促進・就労支援施策の進展は見られますが、学校での発達障害、中軽度知的障害児の就労能力の向上のための支援や取組みを充実し、就労の可能性を広げることが重要です。就職率向上のためにも、キャリア教育・職業教育の実施、職業科の増設、専門性のある専任教職員の配置をお願い申し上げます。

卒業後の多様な進路先として、学びの場を拡大する方向も重要と考えます。まずは、上記のとおり特別支援学校高等部の教育課程に各種専攻科を設置するなど多様化を検討してください。また発達障害児については、普通高校における教育を受けられるよう、高校入試や授業等における合理的配慮の取り組みの促進に向けて、教育委員会等への啓発や支援対策を講じてください。また国立大学においては、知的障害者が学ぶことができる学部学科の新設、私学の既存校においても受入れの選択肢を増やすなどして、多様な学びの場を保障してください。

高等学校における通級指導の制度化については、実現に向けてご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。今後は、少なくとも全国の国公立高校において通級指導が実現できるよう、取組みの推進をお願い申し上げます。

## 11. 生涯学習の充実

障害者の多様な学びの場、あるいは生涯教育の充実・展開が、ライフステージに応じた潤いとなるよう、生涯にわたる障害者学習支援の充実を求めます。

貴省生涯学習支援室において、「障害者の生涯学習の推進方策について」がまとめられました。

### ① 学校卒業後における障害者の学びの支援

- ② 生涯を通じた多用な学習活動の充実
- ③ 「学習関係」「スポーツ・文化関係」「幅の広い体験や学び関係」

を柱に、誰もが障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指す内容となっています。報告書の内容が多くの教育現場から福祉現場などへ発信され、地域内で連携していくことができるよう、まずは区市町村の教育委員会において理解が進み、文化的・芸術的な面での教育の充実とスポーツ分野の充実が実践されるよう取り組むよう、お願い申し上げます。

新型コロナの影響で延期となった2020オリンピック・パラリンピック開催に向けたビヨンドとレガシーを意識して、文部科学省内のオリ・パラ推進室と生涯学習支援室を軸にした各関係部署との連携を図ってください。当会としては知的障害者スポーツの振興を期待しています。

また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の推進も含め、教育の場面であればこそオリンピアードの精神がこれらの活動に広く取り入れられるよう配慮していただき、社会に出てからも生き甲斐をもって、豊かな暮らしが営めるよう、文化・スポーツ面における生涯教育カリキュラムとの連携・充実を期待します。

その障害者文化芸術活動推進法では、第15条で文化芸術活動を通じた交流の促進として、小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援、特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供等が明記されています。この法律を推進力として生涯学習の充実が図られるよう求めます。

## 12. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う各般の対応

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は、教育現場にも大きな影響を及ぼしました。新型コロナの特性を踏まえると第二波、第三波が到来する可能性は否定できないことから、先の緊急事態宣言時における対応等も踏まえ、次の事項を求めます。

### （1）特別支援学校等における取組

今後も起こりうる学校休校中におけるさまざまについて、たとえば「学校の開設や自主通学の受入れ、教員の居宅訪問」「特別支援教育に携わる教員の放課後等デイサービスなどへの応援」「学校施設の開放」といった好取組を収集し、全国へ広めることが重要です。

### （2）特別支援学校高等部3年生への確実な卒業進路指導

新型コロナの拡大防止を背景に、卒業進路を検討するために重要な進路先候補への実習などが大幅に縮減している状況が報告されています。高等部における進路決定は人生における大きな節目でもありますので、緊急事態宣言終了後などの機会を捉えて速やかに実習の再開など進路指導を実施するよう、都道府県・政令市の教育委員会へ通知してください。

また、あわせて新型コロナの状況を踏まえ、少なくとも今年度については年度を越えての進路先開拓や実習実施といった対応が図られるように進路指導の運用を改善し

てください。

### (3) トライアングル・プロジェクトの理念周知の徹底

貴省では、平成30年の「平成30年文部科学省令第27号」により学校教育法施行規則を改正し、いわゆる「トライアングル・プロジェクト」をスタートしています。その基本的な考え方は「家庭・教育・福祉の連携」にあります。また、プロジェクト報告書には「学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化」も掲げられています。

新型コロナによる一斉休校などの難局を「家庭・教育・福祉の連携」で乗り越えることが、トライアングル・プロジェクトの理念につながるものと考えております。この考え方を周知徹底してください。

以 上

担当：又村（またむら）

## 2021年度学校教育における「てんかん」への正しい理解と指導の実現に 向けた要望書

公益社団法人 日本てんかん協会(波の会)  
会長 梅本 里美

### 1. てんかんのある児童生徒が、安心して学習できる教育環境を整備してください。

- 1). 2011年の事故報道以降、てんかんのある児童生徒への、水泳指導、宿泊研修、理科や家庭科の実習等への不当な行動制限等が全国から報告されました。改めて、個人の学習計画に基づき差別を助長しない適切な指導を行ってください。
- 2). てんかん発作や薬の副作用から生じる症状だけから、さまざまな制限が児童生徒および保護者などに強要されないように、十分なる生活指導指針を設けてください。
- 3). 全教員が基本的な研修を行った後で、学校で判断ができる、坐薬挿入や頓用薬服用のガイドラインを緊急時に限らず設けてください。
- 4). 発作が消失し服薬だけを継続している児童生徒には、必要以上の介護や行動制限をしないでください。また、児童生徒に対する「くすり」の正しい知識の普及をカリキュラム化してください。
- 5). 保健体育の時間に、病気や障害の理解を深めるためのカリキュラムを導入してください。学校教育に、偏見助長の予防効果があることは、世界的に実証されています。
- 6). スキューバダイビングなど生涯教育の現場において、病名だけで入校、実習、免許取得等に制限が生じないよう指導を行ってください。

### 2. てんかんの特性を十分に理解した教育を進めてください。

- 1). ADHD（注意欠陥多動性障害）・LD（学習障害）・てんかん（特に欠神発作）のある児童生徒について、対応区分が明確となる指導指針を設けてください。
- 2). てんかんのあるADHD児への、具体的な支援計画を策定してください。
- 3). 教員養成課程、特別支援教育研修、教員免許更新研修などあらゆる教員の研修に、てんかんに関するカリキュラムを設けてください。
- 4). 特別支援教育コーディネーター養成校のカリキュラムに、てんかんの内容を含めてください。
- 5). 本協会が啓発用・初心者向けテキストとして作成している「はじめてのてんかんテキスト」「教師のためのてんかんQ&A」などを提供しますので、教員向けの副読本として全国の小中学校および高校に配布し、全教員に対しててんかんの基本的で正しい知識の指導を行ってください。
- 6). 担当教員、養護教員、コーディネーターなどの研修の場として、本協会が毎年実施している「てんかん基礎講座」などを指定し、より正しい知識の習得を促進してください。

## 令和3年度 文部科学省予算編成に関する要望書

一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会  
代表理事 貝谷 久宣

### 新型コロナウイルス感染症に係る要望

2019年12月に中国原で発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界に広がりました。日本も例外でなく、2020年2月27日には全国の小中高、特別支援学校の休校が政府より指示され、医療従事者以外は自宅待機又はリモートワークによる外出自粛が求められました。4月7日には7都府県に緊急事態宣言が発令され、16日には全国に拡大されました。5月25日に緊急事態宣言が1カ月半ぶりに全国で解除されました。重度の障害児者は生活を変えるのが難しく、病院や療養施設では面会が出来なくなりました。休校になつた障害児は放課後等デイサービスや学童保育が時間を延長して対応しました。在宅の重度障害者は訪問介護や訪問看護の事業所による支援を受けていましたが、いつ感染者が出て支援が止まるかもしれないという大きな不安の中で生活をしていました。

今回の非常事態で明らかになった事は、医療、介護、教育は非常事態の中でも継続する必要があり、その為には、平常時において非常時に対応できる体制を取つておくことが必要です。

### 1. 児童・生徒の状況に適した就学先の選択

筋ジストロフィーには様々な病型があり、症状の個人差が大きい疾患です。施設設備や人員の面で制限を受けることなく、児童・生徒の状況に適した就学先を選択できるよう、十分な予算措置をお願いします。

### 2. 普通学校通学者への対応

#### (1)障害者理解（心のバリアフリー）教育の強化

筋ジストロフィーに限らず、障害を理由にいじめを受ける事例は後を絶ちません。他の児

童・生徒および担当教諭、学校関係者への障害理解（心のバリアフリー）教育強化をお願いします。

## （2）専門職員の配置と教育

### ①特別支援学校のノウハウ共有

ICT機器の利用等については今回のようにリモート教育を行うのに必要です。一人1台のタブレット等のICT機器を配置してください。

### ②学校職員・介護員

いつでも、どこでも支援ができるようにICT機器の取り扱い等について訓練をお願いします。

## （3）バリアフリー設備・環境の整備

### ①スロープ・エレベーター・階段昇降機、エアコン等の設置

災害時や非常時に学校は避難拠点になることを想定して、誰でもが安心して過ごせるようバリアフリー環境を整備してください。

### ②ユニバーサルトイレの設置

手すり、ベッド等を備えたトイレの設置をお願いいたします。

## 3. 特別支援学校通学者への対応

### （1）緊急時対応の強化

学校内だけでなく、スクールバス内、校外学習等における緊急時対応の強化をお願いします。命を守ることを最優先とするマニュアルの整備・内容の再確認と、関係者への教育の徹底、対応訓練の実施をお願いします。

### （2）吸引・注入等日常的な医療ケア対応の強化

#### ①学校職員の研修受講の必須化

咳き出す・飲み込む力が低下した場合、吸引・注入は、元気に日常生活を送るために欠かせない日常的な医療ケアとなります。「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）」【第3号研修】を必須化していただき、学校職員（看護師・教諭・学校介護職員）が安心してそのケアを行えるような体制づくりをお願いいたします。

#### ②看護師の業務範囲拡大と増員

常勤の看護師が配置されているにもかかわらず、吸引・注入等の医療ケアを行ず、保護者の全面的な付き添い、待機を求める自治体も未だに多くあります。家庭全体が社会的に孤立し、また児童・生徒の自立を阻害する要因となりますので、看護師の業務範囲の拡大と増員をお願いします。

## （3）通学手段の整備と支援

### ①スクールバスの整備と柔軟な運用

スクールバスの運用については、自治体により対応が大きく異なっています。家庭環境に拠らず義務教育を受けられるよう、スクールバスの整備と柔軟な運用をお願いします。

②医療ケア専用バスの整備

看護職員の同乗する医療ケア利用者専用バスを整備することで、通学時間の短縮と安全性の向上を図ってください。

(4) I C T 機器を利用した教育の推進

児童・生徒一人ひとりの身体の残存機能を最大限に活用できるよう、P C、タブレット端末、音声入力や視線入力システム等、様々な I C T 機器について、症状の進行を見越して導入していただけるよう、お願いいいたします。

(5)入所基準の見直し

地理的な条件等により、入所をして病棟併設の支援学校に通学することを希望する児童・生徒が、障害の程度区分が軽度であることを理由に受け入れられない事例があります。入所基準の見直しをお願いいたします。

## 4. 高等教育への対応

(1)通学・学内の介護制度利用

「重度訪問介護利用者の大学等の修学支援」については地方自治体の予算不足による却下例が複数報告されています。居住地による差が出ぬよう、文部科学省が中心となって大学等の学校に対して支援を義務化して頂きたい。特に国立大学については早急かつ確実な是正をお願いいたします。

(2)学内での支援体制の整備

授業（ノートをとる等）、生活（学内での食事・トイレ等）についての支援体制の整備をお願いします。

## 5. 早期教育および余暇活動の整備

(1)早期教育

普通学校・特別支援学校とともに、早期の職業教育、就労のための技能取得支援をお願いいたします。放課後等デイサービス・就労移行支援事業所・就労継続支援A型事業所と学校の連携強化をお願いします。

(2)余暇活動の整備

数ヶ月の自粛生活を通して、余暇活動が人生にいかに必要か、再認識できたと思います。普段からすべての人が障害の有無にかかわらず、余暇活動ができる環境を整備してください。

以上各項目について障害者権利条約及び障害者差別解消法に基づいてご検討をお願いいたします。

# 令和3年度文部科学省への国家予算編成に関する要望書

NPO 法人全国ことばを育む会

理事長 吉 岡 正

**1 インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の推進を図るうえで、つきの人的諸条件の整備を要望します。**

- (1) 特別支援教育の充実に向け、計画的な教員の定数化措置をお願いいたします。第193通常国会で採択された「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、通級指導教室への教員配置を「教員定数法」にそって早期に整備し、「通級による指導」に必要なだけの教員の配置をこの二、三年で達成するようお願いします。とくに中学校への通級指導教室の設置を小学校設置と同様の規模に早期に拡大してください。高等学校においても、通級指導が可能となったことから、切れ目のない、必要に応じた適切な支援が受けられるよう「通級による指導」の拡充をはかるようお願いします。
- (2) 通級指導教室への教員配置が、臨時採用教員や講師で充てられている地域や学校を早期に解消し、経験豊富な人材を充ててください。本会が各都道府県の親の会に実施したアンケート結果によれば下記グラフのように3割の県で担当教諭不足を訴えています。
- (3) 通級指導教室、特別支援学級への教員確保と専門性向上のために、教員の研修予算を増額し、長期、短期の研修機会を増やすよう図ってください。アンケート結果では2割の県で担当教諭の専門性不足を訴えています。
- (4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校への特別支援教育支援員配置を充実するようお願いします。
- (5) 地方で顕在化している特別支援学級での「児童・生徒一人、先生一人」の状況を改善し、複数の子ども達の学級編成で共に学び合える状態を早期に実現してください。
- (6) 特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、高等学校へPT、OT、ST等の巡回指導を実施するよう図ってください。
- (7) 特別支援学校への看護師配置について財源措置をお願いします。
- (8) 小学校から中学校へ進学時の支援の引継ぎが適正に行われるよう切れ目のない支援の体制づくりをお願いします。個別指導計画の有効な活用も併せてお願いします。

**2 幼児児童生徒の障害の重度化、重複化、多様化に対応した教育の充実を要望します。**

- (1) 教育内容・教育方法の改善と充実、教育環境の整備をお願いします。
- (2) 担当者の専門性向上のために、研修を充実する予算措置をお願いします。

**3 発達障がいのある児童生徒に対する教育的対応、合理的配慮の充実を要望します。**

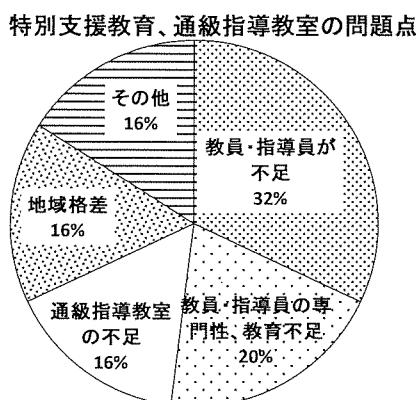
## 全国ことばを育む会 各県親の会アンケートの考察

### 回答した親の会

北海道、青森、秋田、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、長野、岐阜、静岡、三重、富山、福井、滋賀、京都(与謝地方)、兵庫(神戸市)、島根、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島 (33都道府県)

### 1. 特別支援教育、通級指導教室の問題点

項目	回答数 (重複あり)	主な内容
1 教員・指導員が不足	8	絶対数不足、一人当たりの教員・指導員数多、異動が多い 他
2 教員・指導員の専門性、教育不足	5	研修不足、臨時・補欠要員が指導、等
3 通級指導教室の不足	4	近くない、教室のない市町村がある
4 地域格差	4	地域により格差大、言語と情緒の区別がない、市により主訴が違う 等
5 その他	4	指導の方向が違う(学習遅れ対応)、幼⇒小で情報不足 必要な支援ができていない、1教室で様々な障害に対応
	25	



### 考察1

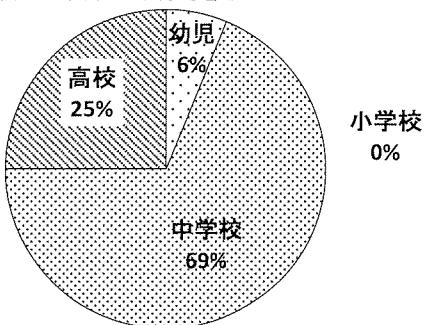
定数化が実現したとはいえ、まだまだ教員・指導員不足の声が多い。また教員・指導員の皆様の研修機会や専門性も課題です。  
また教室不足(近くない、中学がない)や地域格差(同じ県下でも市町や地域での格差、市町で言語、発達障害 等 内容差がある)もまだまだあり、全国親の会として強く訴えていきたいと思います。

### 2 幼、小、中、高 その他の問題点

#### 1) 支援に不安、不十分さを感じるステージ

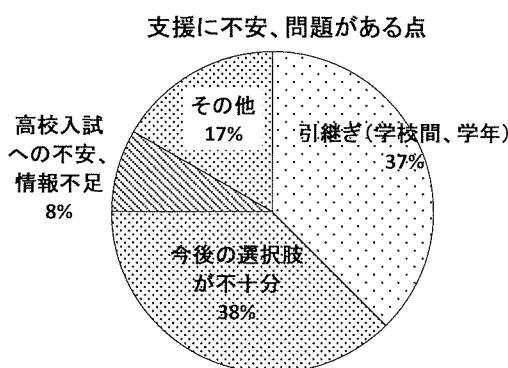
項目	回答 (重複あり)
1 幼児	1
2 小学校	0
3 中学校	11
4 高校	4
	16

#### 支援に不安、不十分さを感じるステージ



#### 2) 支援に不安、問題がある点

項目	回答 (重複あり)	主な内容
1 引継ぎ(学校間、学年)	9	引継ぎ不十分。幼から小は○ 中学が×。学年間での引継ぎ×。
2 今後の選択肢が不十分	9	中学に、通級・ことば・言語教室がない。中学の支援学級の受け皿少。
3 高校入試への不安、情報不足	2	入試の情報が不足。ヒアリングテストが不安。
4 その他	4	親の不安と学校側の考えが不一致。学力。医療機関半年待ち。等
	24	



### 考察2

各県で教室設置で最も問題としているのは「中学に通級、言語、ことばの教室がない」の声です。まだまだ中学への設置を強く要望していく必要があります。  
また内容、しきみでは各ステージ間での引継ぎが不十分の声が多いです。(反対に引継ぎを重視している県(滋賀、徳島)もある。)  
いわゆる「継続した支援」の仕組みつくりも大きな課題だと思います。

# 2021年度国家予算に対する国への要求項目

一般社団法人全国心臓病の子どもを守る会

## <教育>

### 1. 適切な教育の場の保障を

- (1) 新型コロナウイルスへの感染予防のために、在宅でも学習ができるようなオンライン学習などの環境整備を行ってください。また、感染症予防以外でも、体調悪化により通学が困難な際にも活用するなど、柔軟に使えるようにしてください。
- (2) 小中学校における感染予防の観点からも、大幅に教職員の数を増やし、1学級あたりの児童数を20人として、病児への配慮が十分行き届くようにしてください。また、必要に応じて介助職員の配置ができるように予算を増額してください。
- (3) 通学、日常の学校生活、校外での授業などで、安易に親の付添いを求められることがないようにしてください。また、小中学校において、障害福祉施策との連携を進めて、福祉サービスを使えるようにしてください。
- (4) 就学先決定にあたっては、早期から保護者への情報提供を行い、子どもに合った教育の場を選べるよう就学前の相談ができる体制を整備してください。
- (5) 心臓病児が通える特別支援学校（病弱）を増やしてください。また、特別支援学級の設置を進めてください。
- (6) 在宅酸素療法などの医療的配慮が必要な心臓病児も、幼稚園や小中学校に通うことができるよう、主治医や専門医療機関と連携を広めるなどして、柔軟な対応を進めてください。小中学校へ看護師が配置できるよう予算を増額してください。
- (7) 入院や自宅療養で学習の空白が生じることがないよう、スムーズな学籍移動により、訪問学級・院内学級・通級などでも教育が受けられるなどの柔軟な対応ができるようにしてください。
- (8) 地方自治体が小中学校にエレベーターや冷暖房の設置を早期に導入できるよう、補助を増額してください。
- (9) 特別支援学校の教室不足を早急に改善してください。

### 2. 子どもの将来を見据えた教育内容の充実を

- (1) 厚生労働省と連携しながら、小児慢性疾病児自立支援事業に都道府県の教育委員会が積極的に関わるよう指導してください。
- (2) 教職員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭に対する心臓病児の障害特性の研修を充実させてください。また、学校生活管理指導表を適切に活用して、過度な活動制限が行われないようにしてください。
- (3) 心臓病のために体育実技ができないことで不利益が生じないよう、柔軟な授業の在り方と評価方法を検討してください。公立高校の入学においては、体育の評価への配慮が行われるようしてください。
- (4) 特別支援学級の担任教諭は特別支援学校教諭免許状を取得している教員としてください。また、状態に変化のある内部障害をもつ児童を理解するのには時間がかかりますので、担任は、一定期間継続するような仕組みにしてください。
- (5) 特別支援学級に在籍する病児の学校行事への参加で、安全面などの配慮が必要な場合には

「どうしたら参加できるのか」を保護者と一緒に考えてもらえるような環境整備と合理的配慮を行ってください。また、主要5教科の授業を普通学級に参加しなくても、評価がつくようにしてください。

### 3. 災害時における心臓病児への対応の充実を

自力で他の児童生徒と一緒に避難できない心臓病児が、震災などの緊急時に取り残されことなく安全に避難できるよう、緊急体制のマニュアルや連絡カードを作成し、全員が助かる避難活動を指導してください。

### 4. 「命の尊厳」について考える教育を

児童生徒に対して、心臓病など見た目ではわからない病気や障害をもつ子どもがいることを、ともに考え学び会う機会を設けてください。

## 令和2年度 全国特別支援教育推進連盟加盟団体一覧

	団体名 メールアドレス	代表者		郵便番号	事務局所在地	電話FAX	機関誌
		会長	市川 裕二 zentoku@yo_rim.or.jp				
1	全国特別支援学校長会	会長	市川 裕二 zentoku@yo_rim.or.jp	113-0034	文京区湯島1-5-28 ナーベルお茶の水207	03-3812-5022	会報(年3回)
		事務局長	松本 弘			03-3812-5022	
2	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会	会長	川崎 勝久 sepa@zentokukyo.org	151-0053	渋谷区代々木2-23-1 ニュースティメナー609号室	03-6276-6883	研究紀要(1回) 会報(年3回)
		事務局長	吉本 裕子			03-6276-6883	
3	全国盲学校PTA連合会	会長	岡 妙子 zenmou@ybb.ne.jp	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-5501	手をつなごう (年1回)
		事務局長	座間 幸男			03-3984-5501	
4	全国ろう学校PTA連合会	会長	横田 忠津 zenrop@iaa_itkeeper.ne.jp	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-2555	会報(年3回) 指導誌(年1回)
		事務局長	鈴木 茂樹			03-3984-2555	
5	全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会	会長	茨田 一矢 info@zenchipren.jp	105-0012	港区芝大門1-5-3 ヤマシタ芝大門ビル5階	03-3433-7651	会報(年1回) 全知P連だより (年2回)
		事務局長	吉田 祥子			03-3433-7652	
6	全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会	会長	澤村 愛 zennsi-p-1210@extra.ocn.ne.jp	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-6721-5710	会報(年4回)
		事務局長	若杉 哲文			03-6721-5711	
7	全国病弱虚弱教育学校PTA連合会	会長	羽田 京子 zenbyou_pren@yahoo.co.jp	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-1313	会報(年1回)
		事務局長	南風野 久子			03-3984-1313	
8	全国国立大学附属学校PTA連合会	会長	神余 智夫 jimukyoku@zenfuren.org	105-0001	港区虎ノ門1-2-29 虎ノ門産業ビル8階	03-3591-2091	附属だより (年2回)
		事務局長	田中 一晃			03-3591-2092	
9	社会福祉法人 日本肢体不自由児協会	理事長	遠藤 浩 soumu@nishikyo.or.jp	173-0037	板橋区小茂根1-1-7	03-5995-4511	はげみ(年6回)
		常務理事	黒岩 嘉弘			03-5995-4515	
10	社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会	理事長	倉田 清子 namorukai@msi.biglobe.ne.jp	154-0005	世田谷区三宿2-30-9	03-3413-6781	両親の集い(月刊)
		事務局長	山本 一郎			03-3413-6919	
11	全国視覚障害児(者)親の会	会長	高木 美恵子 shikaku-ovanokai@nifty.com	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-3845	つえ・ニュース (年1回)
		事務局長	内田ちづ子			03-3984-3845	
12	盲ろうの子とその家族の会 ふうわ	会長	井本 千香子 svatun@nifty.com	181-0053	三鷹市深大寺1-15-1-265 森方	0422-30-5766	会報(年3回)
		事務局長	森 貞子			0422-30-5766	
13	NPO法人 全国LD親の会	理事長	井上 育世 jimukyoku@jpald.net	151-0053	渋谷区代々木2-26-5 バロール代々木415	03-6276-8985	かけはし(年2回)
		副理事長	栗野 健一			03-6276-8985	
14	一般社団法人 日本自閉症協会	会長	市川 宏伸 asi@autism.or.jp	104-0044	中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6階	03-3545-3380	いとしご(年6回) かがやき(年1回)
		事務局長	大岡 千恵子			03-3545-3381	
15	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	会長	久保 厚子 info@zen-iku.jp	160-0023	新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C	03-5358-9274	手をつなぐ
		事務局	大森 典子			03-5358-9275	
16	全国病弱・障害児の教育推進連合会	会長	吉岡 正 田嶋 恵美子	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階 NPO法人全国ことばを育む会	03-6459-0989	
		事務局長	田嶋 恵美子			03-6459-0989	
1	公益社団法人 日本てんかん協会 jea@e-nami.or.jp	会長	梅本 里美	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-3202-5661	波(月刊) 「IE News」(季刊)
		事務局長	田所 裕二			03-3202-7235	
2	一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会 jmda_info@ml.jmda.or.jp	代表理事	貞谷 久宣	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル6階	03-6907-3521	一日も早く(年6回)
		事務局長	大高 博光			03-6907-3529	
3	NPO法人 全国ことばを育む会 npo-hagukumukai5108@waltz.ocn.ne.jp	理事長	吉岡 正 田嶋 恵美子	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-6459-0989	ことば(年4回) 手引書(不定期)
		事務局長	田嶋 恵美子			03-6459-0989	
4	一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会 mail@heart-mamoru.jp	会長	神永 芳子	170-0013	豊島区東池袋2-7-3 柄澤ビル7階	03-5958-8070	心臓をまもる (月刊)
		理事	三田 明美			03-5958-0508	
全国特別支援教育推進連盟		理事長	宮崎 英憲 suishinrenmei@nifty.com	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-3987-1818	要覧(年1回) 年報(年1回)
		事務局長	朝日 滋也			03-3987-1818	